

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202200582 令和4年10月6日(神奈川県) 令和4年10月28日	ガスこんろ(LPGガス用)	PA-A95WCH-L	株式会社パロマ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品のグリルで調理した調理物が生焼けであったため、調理物にアルミ箔をかぶせて、グリル皿に油がたまった状態であったが再点火してその場を離れていたところ、当該製品から黒煙及び炎があがった。 ○当該製品のグリル扉及びグリル庫内、グリル排気口カバー等にすすの付着が認められたが、外郭に焼損は認められなかった。 ○当該製品の両こんろ及びグリルの動作に異常は認められなかった。 ○当該製品のグリル過熱防止装置は異常なく作動することが認められた。 ●当該製品には出火につながる異常は認められないことから、グリル内にアルミ箔を入れたことでアルミ箔の下部に熱が滞留し、グリル皿に堆積していた油脂等が過熱されて発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「脂が多く出る調理では、グリル焼網の上や下にアルミ箔を敷かない。」旨、記載されている。	
2	A202200684 令和4年11月28日(千葉県) 令和4年12月6日	石油ストーブ(開放式)	RL-25F	株式会社トヨトミ	(火災、死亡1名、軽傷2名) 当該製品及び建物7棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、2名が軽傷を負った。	○使用者は、居間の当該製品を点火したまま、同室で就寝していたところ、当該製品から火が出ているのを発見した。 ○当該製品は、固定タンクを内蔵し、灯油を直接投入する構造のしん式の開放式石油ストーブである。 ○燃焼筒、空気取り入れ口及び天板にすすは付着しておらず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○固定タンクに腐食等の穴空きは認められなかった。 ○置台に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「寝るときは、必ず火が消えていることを確認する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
3	A202200795 令和4年12月17日(北海道) 令和5年1月6日	石油ストーブ(開放式)	SX-1860	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、建物2 棟を全焼する火災が発生 した。	○使用者が事故発生時に当該製品から1mほどの炎が上がっていることに気付いた。当該製品は40分前に点火し、10分前には通常 燃焼していることを確認していた。 ○当該製品の近傍に可燃物が置かれていたとの申出内容であった。 ○当該製品の外観は、全体的に焼損が著しく落下物により天板が変形していた。 ○当該製品のガラス外筒は破損していたが、燃烧筒内部に変形やすすの付着はなく、出火及び異常燃焼の痕跡は認められなかつ た。 ○当該製品のカートリッジタンクの給油口に油漏れは認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、 製品に起因しない事故と推定される。	
4	A202201049 令和5年3月3日(香川県) 令和5年3月15日	石油給湯機付ふろがま	FDW-471AS	タカスタンダード株式会 社	(火災) 当該製品を使用中、異音 がしたため確認すると、当 該製品を焼損する火災が 発生していた。	○当該製品は、事故発生2〜3日前から、不着火を示すエラーによるモニター表示及び停止をしていたが、使用者は、給湯の流量を 少なくするとエラーが出ずに給湯できたため継続使用しており、事故当日、少量の湯を出していたところ当該製品から出火した。 ○外観は、左右側面の持ち手や端子台カバーの樹脂部が焼失しており、金属製外郭正面の中央及び左側に熱変色が見られ、排気 口はすすで黒ずんでいた。 ○熱交換器の燃烧室内部及び下面のフィンには多量のすすが付着していた。 ○バーナーバッキング及びサイレンサー内部には未燃灯油が付着しており、バーナーノズルの噴霧孔内部には異物が付着していた。 ○当該製品の記録機能から使用期間は、約10年6か月と推定された。 ●当該製品は、長期使用(10年)によりすすが熱交換器内に堆積したため空気の供給量が不足して不着火となり、停止してエラーを 表示していたが、使用者が流量を少なくして使用を継続したため、使用時の熱で未燃灯油が発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、当該製品のモニター表示が「110(不着火)」の場合は、「油切れ、送油経路の水、ゴミの確認。その他は販売 店に連絡する。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A202201072 令和4年10月5日(奈良県) 令和5年3月23日	ガスこんろ(都市ガス用)	RB38W3AR(大阪 ガス株式会社ブ ランド 型式110ー R672)	リンナイ株式会社(大阪ガ ス株式会社ブランド)	(重傷1名) 当該製品を使用中、衣服 に着火し、火傷を負った。	○使用者は、当該製品の左こんろに鍋を置いて湯を沸かしていた際、当該製品の左横に置かれていた調理器具を右手で左奥へ移動したところ、着衣がこんろの火で着火した。 ○当該製品は、ガス取り入れ口から器具栓までの一次側にガス漏れは認められなかった。 ○全こんろのバーナーヘッドに炎口の消耗はなく、混合管内部に異物等の異常は認められなかった。 ○点火時及び燃焼中のこんろの炎の高さに異常は認められなかった。 ○当該製品の左側に置かれたものを右手でつかもうとすると、右の上腕部が左こんろに接近した。 ●当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品の左側に置かれていた調理器具を右手で左奥へ移動させた際に右上腕部が左こんろに接近し、左こんろのバーナーの炎が着衣に着火したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「使用中は衣服を炎やバーナーに近づけない。衣服に着火するおそれがある。」旨、記載している。	
6	A202300017 令和5年3月25日(大阪府) 令和5年4月7日	石油ストーブ(開放式)	RX-2215Y	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、建物 を全焼する火災が発生し た。	○当該製品のカートリッジタンク内に灯油が少なかったため、ふだんから交換用で使用していた同一事業者が製造した別型式の石油ストーブに付属するカートリッジタンクを当該製品へ装着して点火し、そのまま外出したところ当該製品の燃焼室付近から出火した。 ○それらのカートリッジタンクは、同一形状で互換性があった。 ○検知管で分析したところ、当該製品とその周囲から灯油が検出された。 ○当該製品は、全体が焼損して樹脂部品が消失していたが、外装にすずの付着はなかった。 ○カートリッジタンクは、タンク室に装着されており、膨らみ等の変形はなかったが、油量計窓は焼損していた。 ○燃焼筒は、内炎筒の外側及び外炎筒の内側にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しん案内筒内側にすずの付着はなく、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ○油受皿及びカートリッジタンクに腐食等による油漏れの痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼や油漏れの痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A202300065 令和5年4月19日(山梨県) 令和5年4月27日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-S37-R	株式会社パロマ	(火災、死亡1名) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	○事故発生日、使用者の家族が使用者宅を訪問したところ、使用者宅が全焼全壊していた。 ○使用者の家族によると、使用者は当該製品で鍋の湯を沸かすことはあったが、調理には使用していなかった。 ○当該製品のグリル内部に異物の付着及び異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の器具栓のつまみ軸の位置と同等品のつまみ軸の閉位置を比較した結果、つまみ軸の角度に差異は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の器具栓つまみは閉状態であり、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A202300081 令和5年4月13日(神奈川県) 令和5年5月2日	ガストーチ	170-8075	コールマンジャパン株式会社(現 ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社)	(火災、軽傷1名) 当該製品をガスボンベに取り付けようとした際、ガスに引火、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者が、当該製品をガスボンベに取り付けようとした際にガスが漏れてしまい、接続部をさらに閉め込もうとしたところ、接続部及びガストーチ先端部から炎が上がったとの申出内容であった。 ○当該製品は、ガスボンベをねじ込みで接続し、火力調節つまみを開栓して、バーナー部から放出されるガスに点火ボタンで点火する構造であった。 ○再現試験の結果、火力調節つまみが全開の位置でガスボンベに接続すると、完全に接続する前にバーナー及び接続部からガスの漏えいが認められた。 ●当該製品の火力調節つまみを開栓状態のままガスボンベを接続しようとした際に、当該製品の点火ボタンを誤って押したため、当該製品の接続部及びバーナー部から漏れたガスに引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「点火前は火力調節つまみを閉じる方向に止まるまで回っていることを確認する。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A202300096 令和5年3月15日(石川県) 令和5年5月10日	石油ストーブ(開放式)	GKP-P244N(株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石(株式会社グリーンウッドブランド)	(火災) 当該製品及び建物2棟を全焼し、3棟を類焼する火災が発生した。	○当該製品を消火してから約1時間30分後に、当該製品を設置している無人の部屋で火災が発生した。 ○当該製品は事故発生日以前の使用時には異常は認められなかった。 ○当該製品の外郭は著しく焼損し変形していたが、燃焼筒には、顕著なすすの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のカートリッジタンクは本体に格納されており、ロ金キャップの緩み、カートリッジタンク本体の穴空き等、灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○置台には吹き返し現象の痕跡は認められず、油受皿の穴空き等、灯油漏れの痕跡も認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
10	A202300102 令和5年4月11日(愛知県) 令和5年5月11日	石油ストーブ(開放式)	RX-2215Y	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を点火したあと、カートリッジタンクを本体から抜いて給油し、本体にセットしようとしたところタンク室から火が出て、本体底部からも火が確認された。 ○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかったが、後面の通気口に一部すすの付着が認められた。 ○カートリッジタンクに焼損及び変形は認められず、ロ金の蓋の開閉動作に異常は認められなかった。 ○タンク室内部はすすが付着していたが、油受皿上面及びタンク室内側面に焼損等はなく、油受皿の樹脂製フィルターは残存していた。 ○本体内部は、しん案内筒付近に大量のほこり等の異物が堆積しており、一部に焼損が認められた。 ○油受皿に灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○置台は、大量のほこり等の異物が堆積しており、その一部が焼損していた。 ○当該製品を清掃後に燃焼試験を実施した結果、正常に燃焼した。 ○取扱説明書には、「ほこりをときどき除去すること。ごみ、ほこりなどがつまると異常燃焼のおそれがある」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
11	A202300146 令和5年5月11日(石川県) 令和5年5月22日	ガスこんろ(都市ガス用)	LW2269AL(株式会社ノーリツブランド: 型式NLW2269ASQSG L)	株式会社ハーマン(株式会社ノーリツブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品の左バーナーで調理を開始して15分経過した頃に、当該製品の後方付近より煙が上がっていた。 ○当該製品の外観は、トッププレート表面の左側及び背面左側のガス接続口付近が著しく焼損していた。 ○ガス接続口のホースエンドは欠損し、ガスホースの先端に焼損が認められた。また、ガスホースを固定するゴム管止めは、確認できなかった。 ○左バーナーは焼損していたが出火につながる異常はなく、右バーナー、電装部品等のその他部品にも出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「ゴム管はガス用ゴム管を使用し、ホースエンドの赤い線まで差し込んでゴム管止めでしっかりと止める。」旨、記載されている。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
12	A202300235 令和5年6月4日(新潟県) 令和5年6月21日	迅速継手(都市ガス用)	JG200	株式会社ハーマン	(火災) 当該製品に接続しているガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は都市ガス用のゴム管用迅速継手であり、ゴム管及びガス栓に接続され、ゴム管はガスこんろに接続され、使用されていた。 ○使用者がガスこんろを使うためにガス栓を開いた際、ガスが漏れる音を聞いたが、そのままガスこんろを点火したところ、ガスこんろの後ろ側から出火したとの申出内容であった。 ○ガス栓は低い位置に取り付けられ、ガス台との距離が近く、ゴム管が押し曲げられる形で接続されていた。 ○当該製品は、摺動環上部とカバー上部が焼損していたが、摺動環外周部及びゴム管接続部に焼損は認められなかった。 ○当該製品はガス栓と正常に接続されていれば、摺動環外周部が露出する構造であった。 ●当該製品は、ガス栓との正常接続時に露出する部分に焼損が認められなかったことから、当該製品とガス栓の接続が不完全な状態で使用されたため、ガスが漏れ、ガスこんろの火が引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ソケットをプラグにカチッと音がするまで差し込む。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
13	A202300270 令和5年6月18日(愛知県) 令和5年6月30日	ガスこんろ (LPガス用)	LG2280M (株式会社ノーリツブランド) 型式 NLG2280Q1LG M)	株式会社ハーマン (株式会社ノーリツブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生日に使用者宅は無人であり、隣人が使用者宅の台所から出火しているのを発見した。なお、使用者が当該製品を最後に使用したのは事故発生日の2日前であった。 ○当該製品は、左側面の焼損が著しかったが、本体内部に焼損等の異常は認められず、ガスホースを含めたガス通路の気密性に異常は認められなかった。 ○グリル皿に焼損物の堆積はなく、グリル内部に異常な焼損箇所は認められなかった。 ○本体内部の左後面側に取り付けられた点火装置及び制御基板は焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生日の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
14	A202300364 令和5年7月22日(大阪府) 令和5年7月27日	カセットこんろ	CB-SBG-2 (岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所 (岩谷産業株式会社ブランド)	(火災、軽傷2名) 遊興施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○使用者は、当該製品の左右こんろに付属のグリルプレートを設置し、その上にアルミホイルを敷いて食材を加熱していたところ、約1～1.5時間経過時にカセットボンベが破裂した。 ○当該製品は、ごとくと一体になった水皿に水を入れることで内部の温度上昇を抑制する仕様であったが、使用者は水を入れなかったとの申出内容であった。 ○グリルプレートに空けられているスリットが、使用者の敷いたアルミホイルで塞がれていた。 ○カセットボンベ設置部近傍の樹脂部品 (耐熱ABS樹脂、耐熱温度110℃) が少し溶融していた。 ○右側のカセットボンベ設置部は、容器カバーと本体内部との仕切り板が内側から膨れるように変形しており、圧力感知安全装置が少し上に変形し、カセットボンベ接続部の磁石が割れていた。 ○左側こんろで使用されていたカセットボンベに異常は認められなかったが、右側こんろで使用されていたカセットボンベは、頭側が胴体から分離していた。 ○当該製品は使用者がレンタル業者から借りて使用していたが、使用者へ事前に正しい使用方法を説明したか否か、及び取扱説明書を渡したか否かは不明であった。 ○取扱説明書には、「グリルプレートは、アルミホイルを使った調理には使用できない。」、「グリルプレート使用時は必ず水皿に水を入れる。」旨、記載されている。 ●事故発生直前の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202300326 令和5年7月9日(東京都) 令和5年7月14日	ヘアドライヤー	(火災) 運動施設で当該製品を使用 中、当該製品の電源 コード部から発火する火災 が発生した。	○当該製品を使用中、電源コードの本体側コードプロテクター部から火花が出た。 ○当該製品の本体外観に焼損は認められなかった。 ○本体側電源コードプロテクターの一部が切れ、コード被覆に溶融及びすすの付着が認められたが、電源プラグ等、その他の部分に 焼損は認められなかった。 ○当該製品が設置されていた運動施設の更衣室では、設置のドライヤーは通常1年程度で故障していたため、故障の都度に交換さ れていた。 ○取扱説明書には「多数の人が共同で使う場所に設置する場合は日常的に点検等の管理を行う。」旨、記載されている。 ●当該製品は、不特定多数の利用者に使用される状況であったことから、電源コード本体側コードプロテクター部分で屈曲が繰り返さ れ、電源コードの芯線が半断線状態となり、異常発熱して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202200641 令和2年2月16日(福岡県) 令和4年11月22日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、右肘を負傷した。	○使用者は、当該製品に乗車中、車両と接触しそうになったため急ブレーキをかけたところ、突然右側に転倒した。 ○当該製品は、ステンレス製リムの破損が原因で走行時にバランスを崩すおそれがあるとして、2022年10月11日からリコールされている対象型式であったが、リムに割れ等の異常は認められなかった。 ○当該製品各部に軽微な変形や損傷が認められたが、走行に影響を及ぼすほどの変形や損傷は認められなかった。 ○前輪及び後輪のタイヤには滑り止めの溝が残っており、クラック等の異常は認められなかった。 ○ブレーキレバーの調整に異常は認められず、前輪ブレーキシューとリムとの干渉はなく、後輪ブレーキの組付け及びワイヤーの取り回しに異常は認められなかった。 ○当該製品にて実走行試験を実施し、加速、減速、スラローム走行等による検証を行ったところ、転倒するような異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A202200993 令和元年6月14日(熊本県) 令和5年2月28日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、頭部を負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中にふらついてバランスを崩して左側に転倒した。 ○当該製品は、ステンレス製リムの破損が原因で走行時にバランスを崩すおそれがあるとして、2022年10月11日からリコールされている対象型式であったが、前後のリムに割れ等の異常は認められなかった。 ○実走試験を行ったところ、異常は認められなかった。 ○事故が発生してからそのまま3年以上継続使用されていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A202201015 令和5年2月23日(東京都) 令和5年3月6日	充電器	(火災) 倉庫で当該製品にバッテリーを接続して充電中、当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品に焼損等の異常は認められず、充電用コネクター接続部にすずの付着が認められた。 ○本体内部及び基板上に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の充電機能に異常は認められず、正常に動作した。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、当該製品で充電していたバッテリーからの出火により、当該製品を汚損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202201014と同一事故)
4	A202201079 令和5年2月25日(東京都) 令和5年3月24日	照明器具	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が電源を入れた状態で当該製品を清掃中、当該製品から電球を外すために、電球を外す方向に回したものの、ソケットから外れなかったため、引っ張って取り外したところ、「パチッ」という音とともに火花が出たとの申出内容であった。 ○当該製品のソケット部に電球から外れた口金が残っており、すずが付着していたが、その他の部位に焼損等の異常は認められなかった。 ○電球の本体樹脂製ケースには、口金とのカシメ部に、当該製品に取り付ける方向への締め付けの際に生じる傷が認められた。 ○電球の口金内部の2本の電源線は、電球を外す方向に捻れて絡まった状態で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、電球の内部基板上に焼損等の異常は認められず、電源線の断線部からAC100Vを印加したところ、電球は点灯した。 ○取扱説明書には、「手入れ及び電球交換の際は必ず電源を切る。感電、やけどの原因となる。」旨、記載されている。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、当該製品に接続していた電球を取り外す際に、電球の口金が電球本体から外れて、その後も電球本体を回し続けたことで口金内部の電源線が捻れて損傷したため、短絡し出火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300329と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A202201097 令和5年1月10日(神奈川県) 令和5年3月28日	加湿器(スチーム式)	(重傷1名) 当該製品のお湯を捨てようとしたところ、お湯がかかり、火傷を負った。	○使用者は、内部の湯を捨てようと当該製品の運転を停止して蓋を開けて、当該製品を持ち運んでいる途中につまずき、手が滑って熱湯を足等にこぼして火傷を負った。 ○当該製品の外郭に変形、破損等の異常は認められなかった。 ○本体底部の左右側面には、手掛け用の取っ手が設けられていた。 ●使用者が当該製品内部の湯を捨てようと運転停止直後の本体の蓋を開けて持ち運んだため、つまずいた拍子に内部から湯がこぼれて火傷を負ったものと推定される。なお、当該製品の本体及び取扱説明書には、「火傷のおそれがあるため、運転中及び運転直後は蓋を開けたり持ち運ばない。」旨、記載されている。	
6	A202300003 令和5年3月22日(岐阜県) 令和5年4月5日	電気掃除機(充電式、モップ型)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、モップ回転部とシャフトの付け根部分の樹脂製外郭が焼損し、取り付けられていたバッテリーのリチウムイオン電池セルが露出していた。 ○焼損した付け根部分は、充放電制御基板に焼損は認められなかったが、バッテリー内部で直列に接続された電池セル2個のうち、1個の電池セルは焼損が著しく、封口体が外れて内部電極体が噴出していた。 ○充放電制御基板は、3個のトランジスター(FET)のうち、1個が短絡故障していた。 ○グリップ部の電源スイッチ及びモップ回転部のモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○充電に使用していた他社製ACアダプターに焼損は認められなかったが、出力電圧は付属の純正ACアダプターの定格値の4倍以上であった。 ●当該製品に出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、充放電制御基板のトランジスターが故障し、リチウムイオン電池セルが過充電状態となり、異常発熱して出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「付属のACアダプターを必ず使用する。他のACアダプターを接続すると火災や故障の原因となる。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A202300083 令和5年4月26日(大阪府) 令和5年5月8日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 事務所で当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、充電開始から約4時間経過後にバッテリーが焼損した。 ○バッテリーの焼損は著しく、樹脂外郭、リチウムイオン電池セル及び制御基板の焼損が認められたが、当該製品本体側に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品に付属のACアダプターのDC出力電圧26V、電流0.8Aに対し、事故発生時に使用されていた他社製ACアダプターのDC出力は42V、2Aであった。 ○事故発生時に使用されていた他社製ACアダプターは、付属ACアダプターのDCプラグのサイズと同一であり、バッテリーのDCジャックに接続可能であった。 ○同等品バッテリーを他社製ACアダプターに相当する電圧と電流で充電を行ったところ、充電制御機能は異常を示さず、正常電圧で充電停止したが、制御基板に実装されたダイオードは著しく発熱した。 ●当該製品は、出力電圧電流の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーの制御基板に実装されたダイオードに高電流が流れて異常発熱したことで、リチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「専用のACアダプター以外は使用しない。火災の原因になる。」旨が記載されており、バッテリー外郭両面にも「専用のACアダプター以外で充電しない。」旨の危険表示が記載されている。	
8	A202300084 令和5年3月6日(埼玉県) 令和5年5月8日	電気温風機	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者によると、過去に当該製品の電源コードが外れてしまった際に、本体外郭を分解した上で、外れてしまった元々の電源コードを用いて修理したとの申出内容であった。 ○当該製品は本体背面の電源コード貫通部を中心に、著しい焼損が認められた。 ○当該製品の本体前外郭と後外郭を固定するねじ4本がなくなっており、本体の左右上側の外郭嵌合部にこじ開けられた痕跡が認められた。 ○当該製品の内部の電源配線に断線及び溶融痕が認められた。 ○電源プラグ及び電源コードは、事故発生後に使用者が紛失しており確認できなかった。 ○取扱説明書には、「分解、修理改造は行わない。発火、異常動作の恐れがある。」旨、記載されている。 ●詳細な状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、使用者が当該製品を分解し内部の電源コードを修理したため、修理箇所で異常発熱し出火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A202300093 令和5年3月29日(山梨県) 令和5年5月9日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	(重傷1名) 当該製品を使用中、左手に低温火傷を負った。	○使用者は当該製品の動作設定を「静音(600W)」、「首振り」の設定で30分使用していたところ、左の手首から肘にかけて低温火傷を負った。 ○事故発生時の当該製品と使用者との位置関係については不明であった。 ○当該製品の外郭に熱変色等はなく、吸気口に閉塞は認められなかった。 ○当該製品を「静音」、「首振り」モードで動作させたところ、ヒーター温度、出力に異常はなく正常に動作していた。 ○同等品による再現試験の結果、「静音(600W)」、「首振り」モードによる動作において、吹き出し口から10cmの位置では温度が約46℃であり、6cmの位置では約57℃であった。 ○取扱説明書には、「長時間同じ部位に温風を当てない。火傷の原因になる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
10	A202300101 令和4年9月3日(東京都) 令和5年5月11日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、左肩を負傷した。	○当該製品に乗車し、下り坂を走行中、突然転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、ステンレス製リムの破損が原因で走行時にバランスを崩すおそれがあるとして、2022年10月11日からリコールされているリコール対象型式であり、当該製品に使用されたリムにはさびが認められたが、亀裂は認められなかった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○前輪のスポークと前泥よけステーは変形しており、異物を巻き込んだ痕跡が認められた。 ○当該製品を用いて一般道の実走行を行ったところ、転倒する現象は確認されなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、前輪のスポークと前泥よけステーに異物の挟み込みにより前輪に急制動が掛かり転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
11	A202300150 令和5年4月28日(神奈川県) 令和5年5月24日	ノートパソコン	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は使用者が中古品として入手したものであり、購入先の中古品販売店によって内蔵のバッテリーが非純正品に交換されていた。 ○当該製品は、バッテリーが内蔵されていた箇所の樹脂製外郭が一部焼損して穴が空いていたが、内部の電気部品及び付属のACアダプターに出火の痕跡は認められなかった。 ○非純正バッテリーに内蔵されていたリチウムイオン電池セル4個のうち1個が著しく焼損していた。 ○取扱説明書には、「本製品に内蔵されているバッテリーを使用する。バッテリーの交換に関してはサポートセンターに連絡する。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、装着されていた非純正バッテリーが異常発熱して出火し、その延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300269と同一事故)
12	A202300153 令和5年3月8日(東京都) 令和5年5月25日	パソコン(マザーボード)	(火災) パソコンの電源を入れたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、使用者が友人から購入した自作パソコンに取り付けられていた。 ○当該製品は、拡張カードの差込端子台の片側端部が焼損し、装着されていた拡張カードの端子部分も焼損していた。 ○焼損した差込端子台の端子部は、拡張カードへの給電部であった。 ○焼損した差込端子台以外に異常は認められなかった。 ○当該製品に液体等の異物が付着した痕跡は認められなかったが、拡張カードの取付け状態は、確認できなかった。 ●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、装着した拡張カードに取付不良があったため、差込接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A202300178 令和5年4月12日(山梨県) 令和5年6月1日	エンジンポンプ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、事故発生前に当該製品を2度使用後、ガソリンを補給した。その後、燃料ホースからガソリンが漏えいしていたが、再度、エンジンを始動させたところ、キャブレター付近から出火した。 ○当該製品のエンジン本体及び燃料ホースにすずが付着しており、燃料タンクの上部及び燃料ホースの先端は焼失していた。 ○当該製品のエンジンのロッカーアーム及びキャブレター内部に焼損は認められなかった。 ●使用者が、当該製品からガソリンが漏えいしていることを認識しながらそのままの状態ではエンジンを始動させたことで、エンジン付近に付着していたガソリンに引火し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「こぼれた燃料は拭き取る。」、「燃料漏れのある場合は作業をしない。」旨、記載されている。	
14	A202300190 令和5年3月24日(東京都) 令和5年6月6日	ヘアアイロン	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品が左腕に接触し、火傷を負った。	○使用者によると、当該製品のクリップの挟む力が弱いことを認識していたが、継続して使用していたとの申出内容であった。 ○当該型式品は発熱体とクリップとの間に髪を挟んで調髪する製品で、クリップノブを押すことでクリップが開き、クリップノブから手を離すとばねの力でクリップが閉じる仕様で、製品の性質上、発熱体が露出する構造であった。 ○当該製品のクリップの挟む力は、標準品である同等品と比較して弱かったが、事業者の社内基準の範囲内であり、外観にも異常は認められず、正常に通電動作した。 ●使用者が当該製品を使用中、誤って当該製品の発熱体が左腕に接触し、火傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「使用中及び使用直後の高温部に触れない。」、「火傷のおそれがある。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A202300206 令和5年6月3日(京都府) 令和5年6月9日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は事故発生時、運転していなかった。 ○当該製品は著しく焼損していたが、制御基板、ファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは電源プラグ付近で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ○内部配線、電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
16	A202300215 平成30年5月14日(神奈川県) 令和5年6月14日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハン ドルを切ったところ、バラ ンスを崩し、転倒、左手を 負傷した。	○使用者によれば、長い下り坂を走行中、障害物を避けるためにハンドルを右に切ったところ、引っかかった感じになり、左側に転倒したとの申出内容であった。 ○ハンドルのヘッド機構を分解したところ、グリスは充填され、剛球、ボールレースに異常は認められず、ハンドルの緩み及び動きにガタはなく、回転は円滑であった。 ○前後輪に損傷や変形はなく、異物の巻き込みの痕跡も認められなかった。 ○ドライブユニットを確認したところ、異常履歴はなく、動作に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A202300216 令和5年5月5日(滋賀県) 令和5年6月15日	電動工具(ドライバー、充電式)	(火災) 作業場の車両内でバッテリーを装着した当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○自動車内の助手席付近に、当該製品を含めバッテリーが取り付けられた電動工具が2台、バッテリーが取り付けられた充電器及びバッテリー単体が確認された。 ○当該製品は全体的に焼損しており、ハンドル部分の樹脂が焼失していた。 ○コントロール基板上の電解コンデンサーが開弁し、直下の樹脂製基板ケースに穴あきが認められたが、基板ケースに近接していた樹脂製端子台及び接続された内部配線に局所的な焼損及び断線等の異常は認められなかった。 ○バッテリーとの接続端子部に溶融等の異常は認められなかった。 ○当該製品に取り付けられていたバッテリーに出火の痕跡は認められなかった。 ○同一車両内で確認された別のバッテリーにおいて、リチウムイオン電池セルの一部に熱暴走した痕跡が確認された。 ○その他の電動工具、充電器及びバッテリーに出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300643と同一事故)
18	A202300218 令和5年5月14日(神奈川県) 令和5年6月15日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品内蔵のバッテリーを交換する際に、修理事業者の技術者がケース内にねじを落としてしまい、ピンセットでねじを取り除こうとした際、バッテリーが発熱し、出火した。 ○バッテリーの交換作業をしていた修理事業者は、輸入事業者のトレーニングを受けた技術者が作業する正規サービスプロバイダ店であるが、輸入事業者以外の事業者が運営している修理拠点である。 ○バッテリーのリチウムイオン電池セルは、全体が焼損し、アルミラミネートフィルム外装の端部が一部破損して穴が空いていた。 ○外装が損傷した部位の付近で電池セルの電極体が損傷していた。 ●当該製品は、輸入事業者の正規サービスプロバイダ店の技術者がバッテリーを交換する際に、リチウムイオン電池セルを誤って損傷させたため、内部短絡が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A202300226 令和5年5月19日(滋賀県) 令和5年6月19日	LEDランプ(直管形)	(火災) 店舗の駐車場で当該製品 及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は店舗駐車場で屋外看板の照明として設置されていた。 ○当該製品は電源基板の焼損が著しく、電源入力端子付近のパターンが一部焼失していたが、電源基板のその他の電子部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の焼損していない側の端子にさびが認められた。 ○当該製品は屋内用であり、屋外に設置されていた看板は雨水が入るような隙間が空いていたが、取付けの際に電気工事業者等を介したのかは不明であった。 ●屋内用の当該製品を屋外の看板に使用したことで雨水等の水分が浸入し、電源入力部付近でトラッキング現象が発生して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
20	A202300229 令和5年6月13日(石川県) 令和5年6月20日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品から発煙し、周 辺を汚損する火災が発生 した。	○当該製品は外観上、外郭部天面のすずの付着以外に異常は認められなかった。 ○当該製品の内部は、主回路基板の一部が著しく焼損していた。 ○基板は、銅箔パターン部分の一部が焼け抜けており、周辺のフィルムコンデンサーとコイルに焼損が認められた。 ○外郭底面と内部部品に水分が付着した痕跡が認められ、内部全体にほこり等の付着、堆積が認められた。 ○その他の基板、配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、脱衣所に設置された状態で約23年使用されていた。 ●当該製品は、高温多湿環境に設置されたため内部に湿気が浸入し、基板上でトラッキング現象が生じて焼損したものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
21	A202300230 平成27年4月21日(愛知県) 令和5年6月20日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中転倒し、右手を負傷した。	○使用者が、前かごに荷物を載せていない状態で当該製品に乗車して発進したところ、ハンドルが急に回転して転倒した。 ○当該製品の外観に変形等の異常はなく、ハンドル操作は円滑で、ヘッド機構にがたつきは認められず、ハンドルステムは十分に固定されていた。 ○前輪の回転に異常はなく、前輪に異物を巻き込んだ痕跡は認められなかった。 ○電動アシスト機構のスピードセンサー及びドライブユニットに異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のハンドル操作等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
22	A202300238 令和5年6月4日(愛知県) 令和5年6月22日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を脚立状態で使用中、転倒し、右肩を負傷した。	○使用者は当該製品を脚立状態にして使用中、支柱が曲がり落下したとのことであった。 ○事故発生時の使用状況及び設置した場所の詳細は不明であった。 ○当該製品は、片側昇降面の右支柱が最下段踏ざん部分で内側に折れ曲がっていた。 ○同じ片側昇降面の左支柱も最下段踏ざん部分で内側に僅かに曲がっていた。 ○同じ片側昇降面から見て左側面には、変形や打痕が認められた。 ○当該製品の最下段踏ざん部分の折れ曲がった支柱に寸法及び強度に異常は認められず、その他の支柱の寸法及び強度についても異常は認められなかった。 ○当該製品は、SG基準(CPSA 0015「住宅用金属製脚立」)に適合している。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、支柱の寸法及び強度に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
23	A202300250 令和5年6月5日(山梨県) 令和5年6月23日	扇風機	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は樹脂製のモーターカバー及び支柱が焼損していたが、スイッチ、タイマーが設置されていた台座部分に焼損は認められなかった。 ○電源コードは電源プラグから約30cmの位置で断線しており、断線部には溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ○電源コードが接触していた床板に著しい焼損は認められなかった。 ○電源プラグ及び本体内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体に出火の痕跡は認められず、電源コード中間部の溶融痕箇所は、通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
24	A202300253 令和5年6月3日(愛知県) 令和5年6月23日	エンジンポンプ	(火災) 物置で当該製品を始動させたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品にガソリンを給油した際にガソリンがこぼれたが、そのままリコイルスターターのひもを引いたところ、こぼれたガソリンから出火した。 ○当該製品は、エンジン部分が焼損し、上部の樹脂製燃料タンクが焼失していたが、ポンプ部分に焼損は認められなかった。 ○エンジンは、吸気フィルター、ゴム製給油管及び給油フィルターが焼失していたが、点火装置に出火の痕跡はなく、キャブレター及びエンジン内部に異常は認められなかった。 ●使用者が当該製品にガソリンを給油する際にガソリンをこぼしたが、そのまま放置したため、エンジン始動時に、こぼれたガソリンから出火し、当該製品が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「燃料がこぼれたら、きれいに拭き取ってから始動する。引火することがある。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A202300265 令和5年6月7日(大阪府) 令和5年6月29日	充電器(電気シェーバー用)	(火災) 他社製の電気シェーバー を当該製品で充電中、周 辺を焼損する火災が発生 した。	○当該製品に焼損等の異常は認められず、出力電圧にも異常は認められなかった。 ○他社製電気シェーバー内蔵のリチウムイオン電池セルが焼損していた。 ○当該製品の充電コネクタ部の形状は、他社製電気シェーバーの充電コネクタ部の形状と類似していた。 ○他社製電気シェーバーの充電電圧は5Vに対し、当該製品の定格出力電圧は15Vであった。 ○取扱説明書には、「付属の専用アダプターで他の商品を充電しない。」旨、記載されている。 ●当該製品に焼損等の異常は認められず、出力電圧にも異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
26	A202300274 令和5年6月8日(和歌山県) 令和5年7月3日	食器洗い乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂の大部分が焼失していた。 ○電源基板、ヒーター、ファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○庫内は、全体的に焼損して樹脂部品が熔融固着しており、ヒーター直上の鋼板に多量のすすが付着していた。 ○当該製品で樹脂製の箸、スプーン等を乾燥していたとの申出内容であった。 ●事故発生の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A202300279 令和5年6月23日(東京都) 令和5年7月4日	除湿乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体背面の電源コード引き出し部から上方にかけて焼損し、電源コードが本体側のプロテクター部付近で断線していた。 ○使用者によると、事故発生日の約1年半前に電源コードが本体側のプロテクター付近で断線してしまったため、使用者自身で断線部をつなぎ合わせる修理を行ったとの申出内容であった。 ○電源コードは同等品と比較して約15cm短く、断線部に熔融痕が認められた。 ○電源基板、ファンモーター、ヒーター及びその他電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、使用者が断線していた電源コードをつなぎ直す修理を行って使用していたため、修理された部分で異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「分解や修理、改造をしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	
28	A202300284 令和5年6月20日(三重県) 令和5年7月5日	IH調理器	(火災) 当該製品で鍋に入れた油を加熱中、異音が生じたため確認すると、鍋から発火し、周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者は、油が約800g入った鍋を当該製品の左ヒーターに置き、揚げ物モードの設定温度160℃で加熱を行い、その場を離れていたとの申出内容であった。 ○鍋の下には、市販の汚れ防止シートが敷かれていたが、事故発生後に廃棄されていた。 ○当該製品は、外観に焼損等の異常は認められず、通電をすると使用可能な状態であった。 ○当該製品の左ヒーターで当該製品の使用可能な最低量の油200gを入れた鍋を揚げ物モードで加熱する試験を実施した結果、温度制御に異常は認められなかった。 ○汚れ防止シートの同等品を左ヒーターに敷き、油200gを入れた鍋を揚げ物モードの設定温度160℃で加熱した結果、油の最高温度は僅かに上昇したが、油が発火に至ることはなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の温度制御に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
29	A202300288 令和5年6月26日(東京都) 令和5年7月6日	ノートパソコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品外観は、天板やキーボード面に多数の打痕が認められ、ポインティングデバイス部分が焼損し、底面は内蔵バッテリー格納部近傍が焼損し穴が空いていた。 ○内部は、ポインティングデバイス直下に位置する内蔵バッテリーのリチウムイオン電池セルが焼損していたが、他の部分に焼損等の異常は認められなかった。 ○使用者の家人が当該製品を含む家電製品を金属製ハンマーでたたいていたとのこと。 ●当該製品に外力が加わったことにより、内蔵バッテリーのリチウムイオン電池セルが破損し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
30	A202300305 令和5年6月16日(福岡県) 令和5年7月12日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 当該製品を充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。	○使用者は、当該製品から発煙しているところを消火しようとしたが消火できず、周辺の壁、床及び当該製品の周辺を焼損したとの申出内容であった。 ○当該製品の樹脂製外郭ケースに溶融、焼損等の異常は認められなかった。 ○外郭ケースの嵌合部が一部開いており、内蔵のリチウムポリマー電池セルが膨張した痕跡が認められたが、電池セルに破裂や焼損等の異常は認められなかった。 ○ケース内面や制御基板に焼損等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A202300311 令和5年7月4日(東京都) 令和5年7月12日	電動アシスト自転車	(火災) 当該製品のバッテリーを充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品のバッテリーの充電に不具合が生じていたため、使用者は事業者から代替のバッテリー及びACアダプターを入手していたが、事故発生日は不具合が生じていた当該製品付属のバッテリーに他社製ACアダプターを接続して充電していた。 ○当該製品のバッテリーの樹脂製外郭は著しく焼損しており、原形をとどめていなかった。 ○リチウムイオン電池セル7個のうち、確認できた電池セル6個はいずれも著しく焼損し、内部の負極銅箔に穴空きが認められた。 ○内部配線及び制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品付属のACアダプターの出力電圧29.4Vに対し、事故発生日に使用されていた他社製ACアダプターの出力電圧は42Vであり、付属品よりも高い値であった。 ●当該製品は、不具合の生じていたバッテリーに出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリー内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書及びバッテリーの本体表示には、「バッテリーの充電をする場合は専用のACアダプターで充電する。他社製ACアダプターを使用すると出火のおそれがある。」旨、記載されている。	
32	A202300315 令和5年6月28日(新潟県) 令和5年7月13日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は外観上、金属製外郭の天面通気口にすずの付着が認められた。 ○直流フィルター基板が焼損し、基板裏から焼損した小動物(ムカデ)が見つかった。 ○インバーター基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品が設置された後、当該製品背面の配線口に蓄電システムへの配線が増設されており、配線口を埋めたパテにすき間が認められた。 ●当該製品は、配線口に生じたすき間から小動物が侵入して基板上の異極端子と接触した結果、短絡が発生して基板が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
33	A202300319 令和5年6月17日(京都府) 令和5年7月13日	コンセント付洗面化粧台	(火災) 当該製品及び周辺を溶融する火災が発生した。	○当該製品は、定格(36W)とは異なる90Wの白熱電球が取り付けられており、照明部分と周辺の樹脂製部品が焼損していた。 ○当該製品の電源コード、内部配線、コンセント、照明用スイッチ、照明用ソケットに焼損は認められなかった。 ○ソケット内に、すずの付着や端子金具の変色は認められなかった。 ○当該製品の樹脂製照明カバーは上下が空いており、ランプの熱を放熱する構造となっていた。 ○取扱説明書及び本体表示には、「指定のランプと交換する。過熱して火災になるおそれがある。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
34	A202300355 令和5年7月13日(山口県) 令和5年7月26日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、揚げものモードを使用せず、少量の油(約300ml)を入れて揚げ物調理を行い、更に調理中にその場を離れたとの申出内容であった。 ○使用していた鍋は鍋底に変形が認められた。 ○当該製品の電気部品に焼損は認められなかった。 ○当該製品の鍋用温度センサーの動作に、異常は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められないことから、使用者が揚げものモードを使用せずに鍋底の変形した鍋を使用して少量の油で揚げ物調理中にその場を離れたため、油が過熱されて発火し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「火災の原因になるため、揚げ物調理中はそばを離れない。揚げものモードを使用する。油は500g(550ml)未満では調理しない。鍋底が変形した物は使わない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
35	A202300359 令和5年7月8日(兵庫県) 令和5年7月26日	エアコン(室外機)	(火災、軽傷2名) 店舗で当該製品を取り外していたところ、当該製品が破裂する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○点検業者が当該製品のポンプダウン作業時に運転した状態で配管を外したところ、当該製品が破裂した。 ○ポンプダウン作業時に圧力計は使用していなかった。 ○当該製品の外観は内側から外側へ大きく変形していた。 ○圧縮機は内側から破裂し、内部部品が飛び出していた。 ○吐出側バルブである二方弁と吸入側バルブである三方弁は全閉であった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「ポンプダウン作業では、三方弁に圧力計を接続し、冷媒圧力を測定できるようにする。冷媒配管を外す前に圧縮機を停止する。空気などを吸引し、冷凍サイクル内が異常高圧になり、破裂・ケガなどの原因になる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の圧縮機内部に空気が混入して、圧縮機内部が異常高温、高圧状態となり、破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
36	A202300363 令和5年7月17日(神奈川県) 令和5年7月27日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、使用者は不在で、当該製品は運転中ではなかった。 ○当該製品外観は、全体が焼損し樹脂部品は焼失しており、右側面の閉鎖弁周辺の焼損が著しかった。 ○回路基板、圧縮機、ファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線に熔融痕等、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A202300382 令和5年7月22日(東京都) 令和5年8月2日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の外郭は、前面左側に焼損が認められた。 ○当該製品の背面側には木板が立てかけられており焼損していた。 ○ファンモーター、基板、端子台等の電気部品に焼損は認められなかった。 ○内外連絡線に焼損は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
38	A202300398 令和5年6月22日(大阪府) 令和5年8月4日	水槽用ウォータークーラー	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、淡水魚の水槽を載せたキャビネット内に他の水槽用装置と収納され、6口延長コードに接続して使用されていた。 ○当該製品は、樹脂製外郭の一部が焼失していたが、圧縮機等の電気部品、電気配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の周辺に設置されていた他の水槽用装置に、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
39	A202300413 令和5年7月28日(埼玉県) 令和5年8月10日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭銅板は熱変色し、樹脂部には溶融が認められた。 ○樹脂製ファンは焼失していたが、ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板等の電気部品に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機等が設置されている機械室に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
40	A202300418 令和5年8月3日(福井県) 令和5年8月10日	電気ポンプ(井戸用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、モーター周辺に焼損が認められた。 ○当該製品のモーター巻線に焼損等の異常は認められず、ローター及びシャフトに変形や破損は認められなかった。 ○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
41	A202300423 令和5年8月6日(東京都) 令和5年8月16日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は正面から見て右側にある樹脂製台座及び右側面が焼損していたが、その他に外観上の異常は認められなかった。 ○当該製品の内部は、焼損していた樹脂製台座側の箇所が一部焼損していたが、当該箇所に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
42	A202300429 令和5年7月20日(静岡県) 令和5年8月18日	バッテリー(リチウムイオン、草刈機用)	(火災) 事務所で当該製品を充電器で充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生4日前から専用充電器に接続しており、充電器に接続された状態で焼損していた。 ○内蔵のリチウムイオン電池セルは著しく焼損しており、缶体が開裂し内部電極体が噴出する等していた。 ○充放電制御基板は、充電器に接続された状態で焼損していたが、局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時に使用していた充電器は、基板の平滑用電解コンデンサーに静電容量の低下が認められ、出力制御用トランジスターが短絡故障して異常発熱した痕跡が認められた。 ○当該専用充電器は、基板部品の不具合により、充電中のバッテリーが発火するため、無償交換を行うリコールを実施している。 ●当該製品は、接続していた充電器に不具合があったため、過電圧が入力されて制御用トランジスターが短絡故障し、過充電保護機能が働かずに充電が継続し、過充電状態になった内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300428と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A202300451 令和5年8月14日(兵庫県) 令和5年8月28日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、火災 警報器が鳴動したため確 認すると、当該製品及び 周辺を焼損する火災が発 生していた。	○当該製品は著しく焼損しており、外郭やファンなどの樹脂部品は大部分が焼失していた。 ○当該製品の基板、ファンモーター、端子台、配線類等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
44	A202300454 令和5年1月※不明(群馬県) 令和5年8月29日	凍結防止用ヒーター(水道用)	(火災) 当該製品を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は給湯機への給水配管に取り付けられ、給水配管が90度に曲がった部分でヒーターの樹脂製外郭が部分的に焼損及び炭化し、外側に巻かれた断熱材が焼損していた。 ○当該製品の温度調節用のサーモスタットは、給水配管に取り付けられておらず、給湯機に引っ掛けた状態で外部に露出しており、給水配管の温度検知ができていなかった。 ○当該製品のサーモスタットの動作確認をしたところ、正常に動作した。 ●当該製品は、サーモスタットが給水配管に取り付けられていなかったため、サーモスタットが動作せず、ヒーターへの通電が継続し、ヒーターの屈曲部で蓄熱が生じ、ヒーターの樹脂製外郭が炭化し、外側に巻かれた断熱材を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「サーモスタットをパイプに密着させ、ビニルテープでとめる。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
45	A202300487 令和5年8月30日(神奈川県) 令和5年9月6日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品のバッテリーを 焼損する火災が発生し た。	○使用者は、事故発生の約2年前、バッテリーのDCジャック部にDCプラグを強引に差し込もうとした際にDCジャック部が破損したため、バッテリー単体をかごに入れて保管していたが、事故発生日にバッテリーをかごから取り出して、床に置いたところ出火したとの申出内容であった。 ○当該製品のバッテリーは、樹脂製外郭上面の1か所に焼損による穴空きが生じていたが、外観上はその他の箇所に焼損等の異常は認められなかった。 ○バッテリー内部の基板は、DCジャック部から折れて、製品内部に脱落していたセンターピンにより、リチウムイオン電池セルの異極端子間で短絡しており、短絡した電池セルの端子に接する樹脂製電池セルホルダー、基板等が一部焼損していた。 ○基板上の電子部品及び電池セルに破損、焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品のバッテリーは、誤って破損したDCジャックのセンターピンが製品内部に脱落し、バッテリー内部の基板上に移動した際に、電池セルの異極端子間を短絡させたことで異常発熱し、焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「破損したまま使用しない。破損した場合は事業者に連絡する。」旨、記載されている。	
46	A202300513 令和5年8月28日(神奈川県) 令和5年9月12日	ノートパソコン	(火災) 学校で当該製品が水没したため、乾かしていたところ、当該製品を溶融し、周辺を汚損する火災が発生した。	○小学校の授業中に当該製品を電源が入った状態で誤って水槽に水没させてしまったため、雑巾の上で1時間半ほど乾かしていたところ、当該製品の底面の一部が溶融しているのを発見した。 ○底面側ケース内部及びキーボード側ケース内部などに広範囲に渡って液体が付着した痕跡が確認された。 ○底面側のマザーボードとUSBボードを接続するフレキシブルフラットケーブルのUSBボードコネクターの5V電源ラインとグランド間が短絡していた。 ○その他の部品に異常は認められなかった。 ●当該製品は、使用者が当該製品を誤って水槽に水没させてしまったため、当該製品内部に液体が浸入し、USBポートとマザーボードを接続しているコネクタ一部で短絡し、事故に至ったものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
47	A202300519 令和5年8月12日(兵庫県) 令和5年9月13日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は、外部からの電源線及び信号線を当該製品に接続する端子台周辺が焼損しており、当該箇所以外に焼損等の異常は認められなかった。 ○電源供給のために外部から端子台に接続されていた電源線1本が端子台金具の根元で断線し、断線部に熔融痕が認められた。 ○端子台と電源線の接続に異常は認められなかった。 ○事故現場において、ブレーカーは作動していなかった。 ○製造事業者は現場の取付工事には関わっていなかった。 ○当該製品はこれまでに異常は発生しておらず、設置後31年経過していた。 ●当該製品は、電気部品に出火の痕跡は認められず、当該製品に接続される外部からの電源線が異常発熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
48	A202300575 令和5年8月20日(東京都) 令和5年9月29日	卓球台	(重傷1名) 公共施設で当該製品を移動させたところ、当該製品が倒れ、右足指を負傷した。	○展開状態にあった当該製品を移動しようと、使用者が一人で片方の天板を手前に動かしたところ、本体の片方が倒れて使用者の右足に当たった。 ○当該製品の使用時に天板が閉じないようにするためのストッパーをしていなかったとの申出内容であった。 ○当該製品は天板が2枚に分離するセパレート式の卓球台で、使用する際は片方ずつ垂直に閉じている天板を水平に展開し、2枚の天板同士を付き合わせる仕組みであった。 ○天板裏の「使用する際にストッパーを掛ける。」と記載された表示シールははがれていたが、公共施設が「展開する際にはストッパーを外し、展開後はストッパーを差し込む。」旨、使用方法を表示シール近傍に掲示していた。 ●当該製品を使用する際に天板の固定をするストッパーをせずに一人で本体を動かしたことで脚が置まれ、本体が倒れたものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「移動及び収納する際は、大人2名で作業する。」旨、記載されており、公共施設も「ストッパーを掛ける。」旨、本体に掲示していた。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
49	A202300628 令和5年9月24日(大阪府) 令和5年10月19日	食器乾燥機	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は3年前に故障したものの、電源コードを接続したまま水切りとして使用されていた。 ○当該製品は操作パネルが外れた状態で使用されていた。 ○操作ケース内の電源基板は一部が著しく焼損し、焼損箇所の基板パターンが焼失していた。 ○操作ケース内に小動物(ゴキブリ)の死骸及びふんや卵が多数認められた。 ○ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、操作パネルが外れた状態で使用されたため、電源基板に侵入した小動物のふん尿やほこり、水分等の異物が付着したことによりトラッキング現象が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	